

奈良県自殺対策支援センターの取組み



令和 7 年 10 月

はじめに

奈良県では、平成29年度に誰も自殺に追い込まれることのない「健康な心で暮らしやすい奈良県」を実現するために「奈良県自殺対策計画」が策定されました。平成30年4月に設置された「奈良県自殺対策支援センター」は、全国47都道府県並びに20指定都市に設置されています。センターでは、県計画の推進、市町村の自殺対策推進計画の策定・改定等についての助言や支援等を行い、関係機関との連携の強化や、県の自殺の実情等についての情報収集や分析を行っています。

令和4年に国の自殺総合対策大綱が改定され、新たな大綱を踏まえた「奈良県自殺対策計画」が平成5年3月に改定されました。コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性や子ども・若者の自殺対策が重点課題です。令和7年6月には自殺対策基本法の一部改正が交付され、子ども・若者に対する取組を地域の関係機関と連携・協働に努め、情報共有し、自殺対策の取組を推進していきます。

1 自殺予防相談等の事業

奈良県精神保健福祉センターでは、自殺予防・自死遺族のための「ならこころのホットライン」による相談を実施しています。平成30年度から年々相談件数が増加し、令和6年度は時差1,718件となり、令和6年度までの過去5年間で延べ7,847件に上りました。元年からは、新型コロナ感染症による不安や悩みの相談電話の増加に対応するため、県が奈良県臨床心理士会に委託して平日午後4時30分から8時までの夜間や土日祝日まで時間を延長した相談体制の「ならこころのホットライン」を追加開設し、相談窓口の拡充が図られています。

(1) 自殺予防の相談事業

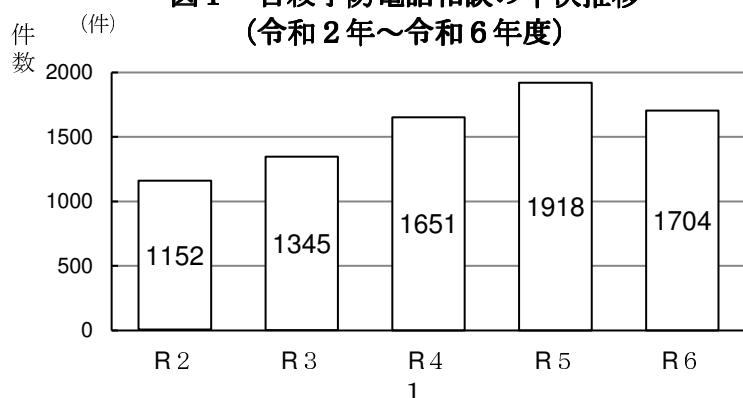
電話相談「ならこころのホットライン」（開設時間：平日9:00～16:30 当面受付16:00）

平成22年1月より専用回線「なら 自死遺族・こころのホットライン」を設置し、自死遺族のためのこころの相談を開始しました。平成22年4月からは自殺予防として「死にたい」と思うほどのつらい気持ちを抱えた方にも対象を拡げて現在の「ならこころのホットライン」となっています。

(2) 奈良県精神保健福祉センター「ならこころのホットライン」の相談者数の年次推移

ホットラインへの相談電話（自殺予防）は、令和2年～令和6年度の5年間のうち面接相談につながったのは10件（0.1%）でした。令和2年度からコロナ禍を経て電話相談数が増えています。

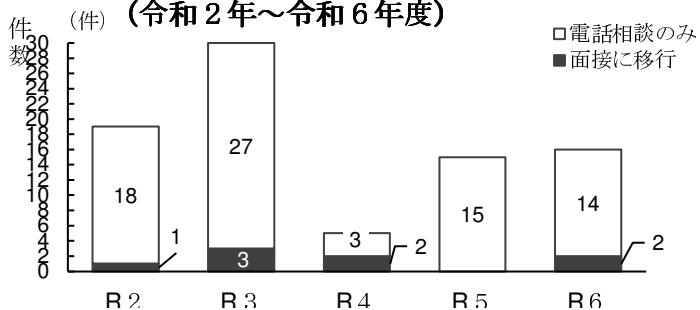
図1 自殺予防電話相談の年次推移
(令和2年～令和6年度)



(3) 自死遺族の相談事業

自死遺族の相談電話は、令和2年から令和6年度の5年間で77件でした。そのうち面接相談につながったのは8件（9.4%）でした。過去5年間の推移をみると、令和3年度に増加し、令和4年度、令和5年度、6年度は減少しました。令和6年度の面接による自死遺族相談件数は延べ14件でした。

図2　自死遺族電話相談の年次推移
(令和2年～令和6年度)



(4) 自死遺族への支援

自死遺族の方からの電話では、自助グループや当センターでの自死遺族支援に関する情報提供を求めて、電話をかけてこられる方がたくさんおられます。当センターでは、自死遺族の方に対する面接を行っています。また、奇数月第2月曜日に、「奈良いのちの電話」が行う自死遺族支援「よりそいの会あかり」の“グリーフスペースさくらい”を、自死のご遺族同士が語り合う場として提供しています。

※自死遺族支援 “よりそいの会あかり”についてはhttps://www.nara-inochi.jp/m1_6.htmlからパンフレットを参照下さい。

(5) 自殺未遂者支援事業

令和6年度は、救急告知病院・精神科医療機関との連携を強化し、退院後の地域における未遂者支援の充実を図るため、奈良県総合医療センターに出向き、入院中の未遂者との面接を実施するとともに、退院前カンファレンスへ参加しました。

| 令和6年度 | 事例検討 | 面接相談 |
|-------|------|------|
| 相談延件数 | 1 | 1 |

(6) ハローワークでほっとコーナー

平成26年4月から、奈良県と奈良弁護士会が協力し、自殺対策の一環として、ハローワークの一角を借りて、弁護士による無料法律相談を行っています。職場・家庭での悩みや、借金・収入の問題など、暮らしと仕事に関する様々な悩みに対応しています。ここでは、弁護士がハローワークで待機する形をとることにより、気軽に相談できる機会として位置づけています

相談者は、40歳代、50歳代の相談が多く、主な相談内容は労働問題で、借金問題や離婚問題の相談に利用されています。

| 令和6年度 | 実施時期 | 相談者数 |
|------------|-----------------|------|
| ハローワーク奈良 | 金曜日 13:30～16:30 | 125 |
| ハローワーク大和高田 | 水曜日 13:30～16:30 | 107 |

2 ゲートキーパーの養成状況

自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人のこころの変調に「気づき」、話しを「聴き」、必要な支援に「つなぐ」、そして地域で「見守る」役目を担うゲートキーパーを養成し、地域における自殺対策を強化することを目的に実施しています。令和6年度は、39市町村中25市町村で、合計72回のゲートキーパー養成講座が開催され、2,437名のゲートキーパーが養成されました。また、関係機関でも282名のゲートキーパーが養成されました。

(1) 市町村別ゲートキーパー養成講座開催状況（ゲートキーパー養成講座の実施報告書集計より）

| 市町村名 | R4年度 | | | | R5年度 | | | | R6年度 | | | |
|-------|------|-----|------|-----|------|--------|-----|-------|------|-------|-----|------|
| | 職員 | | その他 | | 職員 | | その他 | | 職員 | | その他 | |
| | | 回数 | 受講者数 | | 回数 | 受講者数 | | 回数 | 受講者数 | | 回数 | 受講者数 |
| 奈良市 | 1 | 231 | 3 | 60 | 1 | 1649 * | 5 | 517 * | 1 | 308 * | 2 | 28 * |
| 大和高田市 | 1 | 7 | 1 | 3 | | | 1 | 35 | | | 1 | 30 |
| 大和郡山市 | 1 | 23 | | | 1 | 24 | 2 | 40 | | | 3 | 53 |
| 天理市 | | | 1 | 19 | | | 1 | 35 | | | 4 | 75 |
| 橿原市 | | | 1 | 32 | 1 | 428 * | 1 | 31 | 1 | 551 * | 22 | 277 |
| 桜井市 | 6 | 196 | | | 1 | 25 | 2 | 39 | 1 | 34 | 1 | 17 |
| 五條市 | 1 | 164 | | | 3 | 151 | | | 3 | 112 | 1 | 86 |
| 御所市 | | | | | | | 1 | 28 | | | 1 | 45 |
| 生駒市 | | | | | 1 | 40 | 2 | 115 | 1 | 33 | 1 | 41 |
| 香芝市 | | | 2 | 48 | 1 | 40 | 1 | 13 | 2 | 49 | 2 | 110 |
| 葛城市 | | | | | 1 | 17 | | | 1 | 130 * | | |
| 宇陀市 | | | | | | | 2 | 38 | | | 2 | 45 |
| 山添村 | | | | | | | | | | | | |
| 平群町 | 1 | 60 | | | 1 | 22 | 1 | 41 | 1 | 20 | 1 | 13 |
| 三郷町 | 4 | 76 | | | 2 | 17 | 6 | 180 | 2 | 23 | 4 | 31 |
| 斑鳩町 | 1 | 24 | | | 1 | 19 | 1 | 149 | 1 | 27 | 1 | 27 |
| 安堵町 | 1 | 14 | | | | | | | | | 2 | 31 |
| 川西町 | | | 1 | 22 | | | 1 | 19 | | | 1 | 11 |
| 三宅町 | | | 1 | 9 | | | 1 | 9 | | | 1 | 18 |
| 田原本町 | | | | | | | 1 | 45 | | | 1 | 33 |
| 曾爾村 | | | | | | | | | | | | |
| 御杖村 | | | | | | | | | | | 1 | 12 |
| 高取町 | | | | | | | 1 | 23 | | | | |
| 明日香村 | | | | | | | | | | | | |
| 上牧町 | 1 | 45 | 1 | 25 | 1 | 39 | 1 | 28 | 1 | 42 | 1 | 29 |
| 王寺町 | 1 | 32 | | | | | 1 | 18 | | | 1 | 24 |
| 広陵町 | | | 2 | 43 | | | 1 | 21 | 1 | 17 | | |
| 河合町 | 1 | 31 | | | 1 | 80 * | | | | | | |
| 吉野町 | | | | | | | | | | | | |
| 大淀町 | | | 3 | 27 | | | 1 | 15 | | | 1 | 5 |
| 下市町 | | | | | | | | | | | | |
| 黒滝村 | | | | | | | | | | | | |
| 天川村 | | | | | | | | | | | | |
| 野迫川村 | | | | | | | | | | | | |
| 十津川村 | | | | | | | | | | | | |
| 下北山村 | | | | | | | | | | | | |
| 上北山村 | | | | | | | | | | | | |
| 川上村 | 2 | 36 | 1 | 16 | 1 | 17 | 1 | 15 | | | 1 | 50 |
| 東吉野村 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 22 | 939 | 17 | 304 | 17 | 2568 | 35 | 1454 | 16 | 1346 | 56 | 1091 |

*はオンライン講座を含む

(2) 関係機関別ゲートキーパー養成講座開催状況

| 関係機関名 | R4年度 | | R5年度 | | R6年度 | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|
| | 回数 | 受講者数 | 回数 | 受講者数 | 回数 | 受講者数 |
| 奈良県教育委員会 | 1 | 110 | 1 | 90 | 1 | 99 |
| 奈良県消防学校 | 1 | 42 | 1 | 43 | 1 | 56 |
| 白鳳短期大学 | 1 | 40 | 1 | 40 | 1 | 40 |
| ひらく心理相談室 | | | 1 | 25 | 1 | 60 |
| 奈良いのちの電話協会 | 1 | 30 | | | | |
| 奈良県総合医療センター | 1 | 25 | 1 | 37 | 1 | 27 |
| 合計 | 5 | 247 | 5 | 235 | 5 | 282 |

3 自殺対策に関する人材育成等の研修

令和6年度は、令和5年3月に、奈良県自殺対策計画（第2次）を策定し、対策を推進しているところですが、第1次計画に比べ、自殺死亡率が高くなっている傾向があり、さらに、こども・若者の自殺が急増している状況にあります。

自殺対策にかかわる多くの関係者に対して対応力の向上と支援体制の充実を図るための研修会を開催することになりました。令和6年度は中和保健所と共同での実施となりました。

（1）令和6年度の研修会

| | |
|-----|---|
| 研修名 | 自殺未遂者支援研修会 |
| 目的 | 奈良県の自殺の現状と未遂者支援の取組を知り、自殺を試みる方の気持ちを理解し、「死にたい」という人を前にして、どのように対応するのかを学び、ワークショップでお互いの意見を交換し発表を通して交流を図る。 |
| 実施日 | 令和6年10月18日（金）13：30～16：30 |
| 会場 | 奈良県医師会館3階講堂 |
| 対象 | 教育関係者、市町村職員、消防、警察等の多職種多関係機関 145名 |
| 内容 | 司会 精神保健福祉センター 伊東千絵子 挨拶 精神保健福祉センター所長 山田全啓 情報提供「奈良県の自殺の現状」奈良県自殺対策支援センター 増谷伊都子 「未遂者支援の取組」 中和保健所 石井昌洋 ワークショップ 講演：「死にたい」と言われたら 講師：ハートランドしげさん 院長 徳山明広 氏 |

（2）自殺対策先進事例データベース

毎年、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターからの推薦事例の提出依頼があり、令和6年度は、大和高田市と葛城市、奈良県教育研修所の3事例が、自治体向けデータベースとして掲載されました。

全国各地の自治体で、自殺対策施策の検討・予算化・実施の先行事例を参考にしながら、地域の実情に合わせた対策を検討することに役立てていただくものです。これまでの事例は地域自殺対策計画の見直しに係る取組情報として地域自殺対策政策パッケージの事例として全国の自治体に配布されています。

全ての事例の情報は、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエールで県、市町村の自治体のみ閲覧できます。

令和6年度実施事業

【若者の居場所づくり事業　～若者の居場所「ヒサかた」】

| | |
|----------|--|
| 概　　要 | 2019年度より実施している事業で、市内在住の義務教育終了から40歳未満で、中途退学、早期離職等により、社会的孤立のおそれがあるものに対して、若者の居場所「ヒサかた」を開設している。「みんなでつくるみんなのヒサかた」を合言葉に、その日、その場所に集った若者が過ごしやすいように、支援員がサポートしている。 |
| 実　　施　年　度 | 2024年 |
| 問い合わせ先 | 奈良県大和高田市教育委員会事務局教育支援課 |

【「人」と「日常」と「AI」の融合～AIを活用した切れ目のない相談システムの構築～】

| | |
|--------|---|
| 概　　要 | 本市公式キャラクター「蓮花ちゃん」を対話インターフェースとして活用した相談システム「AI蓮花ちゃん」を構築。市内の中学生には「相談」「日記」「アンケート」「今日のスタート（今日の気分を選択）」の全機能を提供。小学生には、まず自身の気分を記録する「今日のスタート」機能から利用を開始するなど、発達段階に応じた導入を進めている。学校配布のPC・タブレット端末に標準搭載し、中学卒業後も自身のスマートフォン等で継続利用を可能とすることで、学齢期を超えた切れ目のない支援を目指す。本システムはあくまで対話を基調としており、利用者の自由な対話から悩みを傾聴・整理し、必要に応じて専門の相談員による対面相談へと繋げる。 |
| 施　　年　度 | 2024年 |
| 問い合わせ先 | 奈良県葛城市こども・若者サポートセンター |

【若年層のSOSを受け止める体制整備事業　～緊急支援体制「奈良モデル」の構築～】

| | |
|----------|--|
| 概　　要 | 自殺などの学校における重大事態発生時に機能的なチームとして支援する取組。学校より要請を受けた教育委員会が、指導主事とともに、公認心理師・臨床心理士の資格をもつプリベンティブアドバイザー（自殺対策に特化したアドバイザー=以下、PA）で編成された県独自のチームを派遣し、当該校の管理職や教員、スクールカウンセラー（以下、SC）等と速やかかつきめ細やかな支援を可能とする体制づくりを行った。 |
| 実　　施　年　度 | 2024年 |
| 問い合わせ先 | 奈良県立教育研究所　教育支援部　教育相談係 |

4 普及啓発

(1) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間におけるゲートキーパーパネル展

広く県民にゲートキーパーについての理解を深めてもらうことを目的に、自殺予防週間及び自殺対策強化月間においてゲートキーパーパネル展を実施しました。

| | |
|-----|---|
| 実施日 | 令和6年9月9日～16日 |
| 会 場 | 奈良県立図書情報館 2階ホールカフェ横 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none">・ゲートキーパーに関するパネルの掲示（9枚）・普及啓発グッズ(A4ファイル、ならこころのホットライン啓発カード、リーフレット)の配布 |



| | |
|-----|---|
| 実施日 | 令和7年3月3日～31日 |
| 会 場 | 奈良県（奈良県精神保健福祉センター1階ロビー） |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none">・ゲートキーパーに関するパネル、ポスターの掲示（1枚）・普及啓発グッズ(ならこころのホットライン啓発カード、ティッシュ)の配布・掲示用ポスター持ち帰り依頼配布 |



(2) その他

イベント用の啓発物品として県内市町村にゲートキーパー啓発パネルの貸し出しを行っています。

5 地域自殺対策の推進状況

(1) 県自殺対策計画の推進にかかる支援

令和6年度は、奈良県自殺対策主管課（疾病対策課）が主催の自殺対策連絡協議会が令和7年3月26日にオンライン開催され、自殺対策支援センターからも事務局として出席しました。令和7年度に向けて奈良県の自殺の動向と各機関団体等の取組が報告されました。

(2) 市町村支援

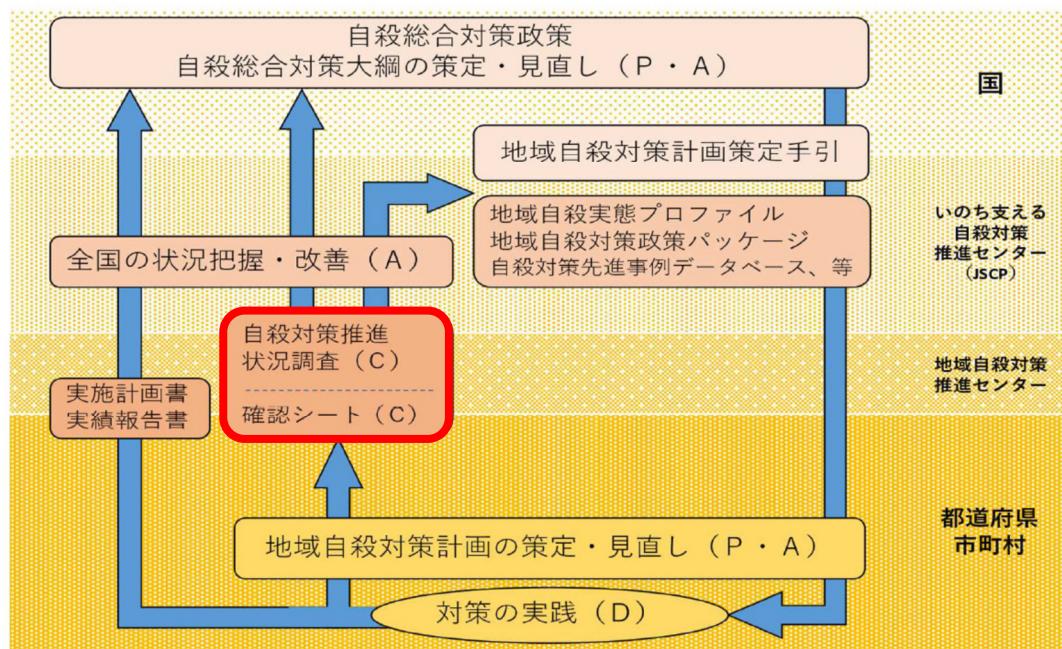
市町村が自殺対策に関する計画を策定し、地域の実情に応じたきめ細かな自殺対策を計画的に実施するために、必要な情報の収集・分析・提供を行い、市町村自殺対策計画の推進や進捗にかかる支援を行っています。令和6年度は大淀町の自殺計画策定委員会に12月26日に委員としてオンラインで参加しました。市町村や関係機関への支援は、電話での技術支援85件、メールによる情報提供や技術支援131件でした。直接の対面支援はありませんでした。

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターからの研修会の周知や地域自殺プロファイル等の情報提供を随時行なっています。

また、毎年実施する自殺対策推進状況調査は、前年度の計画の進捗状況を把握し、全ての都道府県及び市町村ごとに自殺の実態を分析した結果をまとめた「地域自殺実態プロファイル」や、全国で取り組まれている様々な事業の情報等を整理した「地域自殺対策政策パッケージ」等の基礎資料となるものです。令和6年度も全市町村が調査票を提出しました。

確認シートは、自治体で作成された計画に掲げられた事業についての進捗、達成度の評価・検証を行う（Check）、取組内容の改善をする（Act）などのPDCAサイクルの運用を図るもので、会議等で使用する独自の評価シートを作成している市町村もあれば、わずかながら未提出の市町村もありました。

社会全体で回す自殺対策のPDCAサイクル



資料：「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引(厚生労働省)より引用

(3) 会議等への参加

令和 6 年度は、自殺対策に関する下記の会議に出席しました。

| | |
|------|-------------------------------|
| 会議名 | 奈良市精神保健福祉連絡協議会 |
| 実施日 | 令和 7 年 2 月 25 日 (水) |
| 会 場 | 奈良市保健所・教育総合センター (はぐくみセンター) |
| 出席者 | 奈良市精神保健福祉連絡協議会委員、事務局 |
| 主な議題 | 令和 6 年度自殺対策の報告と令和 7 年度の取組について |

| | |
|------|----------------------------------|
| 会議名 | 橿原市自殺対策連絡協議会 |
| 実施日 | 令和 6 年 8 月 3 日 (木) |
| 会 場 | 橿原市保健センター視聴覚研修室 |
| 出席者 | 橿原市自殺対策連絡協議会委員 7 名、事務局 6 名 |
| 主な議題 | 自殺の現状報告 計画に基づく市の取組報告 自殺未遂者対策について |

| | |
|------|---|
| 会議名 | 香芝市自殺対策連携会議 |
| 実施日 | 第 1 回令和 6 年 10 月 31 日 (水) 第 2 回令和 6 年 2 月 20 日 (火) |
| 会 場 | 香芝市総合福祉センター |
| 出席者 | 第 1 回香芝市自殺対策連携会議委員 11 名、市関係課職員事務局等 13 名 第 2 回香芝市自殺対策連携会議委員 9 名、市関係課職員事務局等 13 名 |
| 主な議題 | 令和 4 年度計画の進捗、第 2 次自殺対策計画の策定について |

| | |
|------|-------------------------------|
| 会議名 | 令和 6 年度大淀町第 1 回自殺対策計画策定委員会 |
| 実施日 | 令和 6 年 12 月 26 日 (木) |
| 会 場 | 大淀町役場会議室 301 センターからは Zoom で参加 |
| 出席者 | 策定委員 7 名 事務局 4 名 |
| 主な議題 | 委員委嘱 大淀町自殺対策計画 (第 2 次) 素案について |

| | |
|------|--|
| 会議名 | 若年層の SOS を受け止める体制整備事業に係る自殺対策に資するための第 1 回有識者委員会 |
| 実施日 | 令和 7 年 1 月 21 日 (水) |
| 会 場 | 奈良県庁教育委員室 |
| 出席者 | 検討委員 8 名 事務局 3 名 |
| 主な議題 | 令和 6 年度 SOS の出し方に関する教育を含めた自殺予防教育について |

(4) 市町村の自殺対策推進計画の策定状況

自殺対策計画は奈良県のすべての市町村で策定されています。今後隨時見直し改定がされます。

| No. | 市町村 | 策定年月 | 改訂年度 | 計画名 |
|-----|-------|---------|------------------|---|
| 1 | 奈良市 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 第2次いのち支える奈良市自殺対策行動計画 ～市民の誰もが自殺に追い込まれることのない奈良市を目指して～ |
| 2 | 大和高田市 | H31年3月 | R 7 年度 | 大和高田市 いのち支える自殺対策計画 |
| 3 | 大和郡山市 | H31年3月 | R 7 年度 | 大和郡山市自殺対策計画 |
| 4 | 天理市 | H31年3月 | R 6 年度 (改訂済み) | 第3次健康づくり計画でんり |
| 5 | 橿原市 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 橿原市自殺対策計画後期計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～ |
| 6 | 桜井市 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 第2次桜井市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのないまち桜井～ |
| 7 | 五條市 | R2年 3 月 | R 7 年度 | いのちを支える 五條市自殺対策計画 |
| 8 | 御所市 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 御所市第2次自殺対策計画 |
| 9 | 生駒市 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 生駒市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない生駒市を目指して～ |
| 10 | 香芝市 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 第2次香芝市自殺対策計画 ～「こころ」と「からだ」の健康を守るまちかしば～ |
| 11 | 葛城市 | H30年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 第3期葛城市健康増進計画『きらり葛城21』 (第2期葛城市自殺対策推進計画を一体化) |
| 12 | 宇陀市 | H31年3月 | R 3 年度 (改訂済み) | 宇陀市自殺対策計画<第2次> |
| 13 | 山添村 | H元年 6 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 健康山添21(3期)計画 山添村自殺対策計画 |
| 14 | 平群町 | H31年3月 | R 6 年度 (改訂済み) | いのち支える平群町自殺対策行動計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない平群町を目指して～ |
| 15 | 三郷町 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 健康三郷21・三郷町食育推進計画・三郷町自殺対策計画 (第3次) |
| 16 | 斑鳩町 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 第2期 斑鳩町自殺対策計画 |
| 17 | 安堵町 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 第3期すこやか安堵21計画・ 第2期安堵町食育推進計画・第2期安堵町自殺対策計画 みんなが生涯すこやかに生活し安堵するまち (自殺対策計画を一体化) |
| 18 | 川西町 | H31年3月 | R 4 年度 (改訂済み) | 健康かわにしひ21(第3次) (いのち支える川西町自殺対策行動計画を一体化) |
| 19 | 三宅町 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 第2期三宅町自殺対策計画 (三宅町地域福祉計画・地域福祉活動計画) |
| 20 | 田原本町 | H30年3月 | R 4 年度 (改訂済み) | 第2期 田原本町 地域福祉計画・地域福祉活動計画 |
| 21 | 曾爾村 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 曾爾村健康づくり第4次計画 (3つの計画を一体化) |
| 22 | 御杖村 | H31年3月 | R 6 年度 (改訂済み) | 御杖村こころとからだの健康づくり推進計画 (健康増進計画)(食育推進計画) (自殺対策計画)(がん対策推進計画) |
| 23 | 高取町 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 第2期 高取町自殺対策計画 誰もが自殺に追い込まれることのない町の実現 |
| 24 | 明日香村 | H31年3月 | R 4 年度 (改訂済み) | 第3期 明日香村健康づくり計画 (自殺対策計画を内包) |
| 25 | 上牧町 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 第2期上牧町自殺対策計画 |
| 26 | 王寺町 | H31年3月 | R 7 年度 | 王寺町自殺対策計画 |
| 27 | 広陵町 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 第2期広陵町地域福祉計画 |
| 28 | 河合町 | R2年 3 月 | R 9 年度 | 河合町自殺対策計画 |
| 29 | 吉野町 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | いのち支える 第2次吉野町自殺対策計画 ～誰もが自殺に追い込まれることのない吉野町の実現を目指して～ |
| 30 | 大淀町 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 大淀町自殺対策計画(第2次) |
| 31 | 下市町 | R2年 3 月 | R 7 年度 | 下市町第1次自殺対策計画 |
| 32 | 黒滝村 | R2年 2 月 | R5年度 (改訂済み) | 健康くろたき21 第2次自殺対策計画 |
| 33 | 天川村 | H31年3月 | R 9 年度 | 天川村自殺対策計画 |
| 34 | 野迫川村 | H31年3月 | R 5 年度 (改訂済み) | 地域福祉計画 第2期 野迫川村自殺対策計画 |
| 35 | 十津川村 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 十津川村地域生活計画 2024(地域福祉計画) |
| 36 | 下北山村 | H31年3月 | R 6 年度 (改訂済み) | 第2期下北山村自殺対策計画 |
| 37 | 上北山村 | R2年 3 月 | R 6 年度 (改訂済み) | 第2期上北山村地域福祉計画 第2期上北山村いのちを支える支援計画 |
| 38 | 川上村 | R2年 3 月 | R 7 年度 | 「いのちを支えあう川上村自殺対策計画」 ～誰も自殺に追い込まれることのない川上村を目指して～ |
| 39 | 東吉野村 | H31年3月 | R 7 年度 | 東吉野村自殺対策計画いのち支えあう東吉野 ～誰も自殺に追い込まれることのない東吉野村をめざして～ |

参考資料

地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱

(社援発 0601 第 6 号 令和 5 年 6 月 1 日厚生労働省社会・援護局長通知)

1. 事業の目的

本事業は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が地域自殺 対策推進センター（以下「センター」という。）を設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とし、知事又は市長が指定した機関（本庁、精神保健福祉センター、保健所等）で事業を行うものとする。

3. 事業の内容等

センターにおいては、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、その支援に必要な体制の整備を推進し、市町村等への適切な助言や情報提供等を行うため、次に定める事業を実施する。

（1）体制の整備

各地方公共団体において、地域自殺対策を推進するためには、都道府県知事又は市町村長といった行政トップが地域自殺対策の総括責任者として関わる「いのち支える自殺対策推進本部」などといった、自殺対策に関する意思決定を行う体制を整えることが望まれる。また、都道府県のセンターにおいては、上記の体制における意思決定に従い、関係機関が緊密に連携して管内市町村を支援するため、自殺対策主管課（知事部局）と精神保健福祉センター、保健所等で構成される地域自殺対策プラットフォームの事務局を担うことが望まれる。

（2）職員の配置

センターは、「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制における意思決定に従い、次の（3）から（8）の事業を実施するため、専門的知識を有する職員を配置すること。また、地域自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることが望まれる。センター長については、その職種、常勤・非常勤の別、専任・併任の別については問わず、地域の実情に応じた配置を可能とするものである。

（3）情報の収集等

地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。また、指定調査研究等法人が年度ごとに実施する「自殺対策推進状況調査」を通じて、地域における自殺対策の進捗状況等に係る報告を行うとともに、地域における取組の推進に向けた情報の共有や活用等を行う。

(4) 自殺対策計画支援

都道府県等の自殺対策計画の策定及び見直しに必要な支援及び情報提供を行うとともに、管内市町村の市町村自殺対策計画の策定及び見直しに必要な支援及び情報提供を行う。

(5) 管内の連絡調整

自殺に関する管内の連絡調整に携わる自殺対策連携推進員を設置し、現在設置されている地域における関係機関により構成される連絡調整会議等を定期的に開催するほか、管内関係機関・自殺防止や自死遺族等支援に積極的な地域ボランティア等と緊密な連携を図り、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。

(6) 市町村及び民間団体への支援

町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援、技術的助言を行う。

(7) 人材育成研修

関係機関において、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、それらの者の心情に配慮した適切な支援手法等に関する研修を実施する。なお、実施に当たっては、指定調査研究等法人の研修や資料等を参考とされたい。

(8) 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等

自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について市町村等に指導するとともに、自殺未遂者及び自死遺族等支援について市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら当該市町村等に対して適切な指導又は助言等の支援を行う。

4. 調査研究等法人との連携

指定調査研究等法人において、地域自殺対策推進センター等連絡会議を開催し、自殺対策に関する意見交換・指導助言等を行うこととしており、また全国の地域自殺対策センター長による会議の開催を支援することとしていることから、3の(3)から(8)に記載のセンターの事業の実施に当たっては、日頃より指定調査研究等法人を連絡調整先に加えるなど、より一層緊密な連携を図るとともに、情報の共有を図ること。そのために、指定調査研究等法人が行う会議、研修等への参加や、都道府県等が開催する会議、研修に指定調査研究等法人を参画させることなどが望まれる。

5. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「自殺対策費補助金交付要綱（地域自殺対策推進センター運営事業）」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとしていることから、自殺に関する管内の連絡調整に携わる自殺対策連携推進員に係る人件費の計上等、本補助金を積極的に活用すること。

6. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報（相談内容等）の秘密を漏らしてはならない

奈良県自殺対策支援センターの取組み

令和7年 10月作成 (令和6年度版)

奈良県精神保健福祉センター (奈良県自殺対策支援センター)

〒633-0062 奈良県桜井市栗殿1000
TEL (0744) 47-2251
FAX (0744) 42-1603